

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川消防署ほか1か所ガス吸収式冷温水機修理

2 契約の相手方

株式会社玉尾サービス

3 随意契約理由

本案件は東淀川消防署及び浪速消防署に設置されているガス吸収式冷温水機の修理を行うものである。

当該ガス吸収式冷温水機については、矢崎エナジーシステム株式会社（以下『製造会社』という。）製で独自の技術で設計製作されたものであり、燃焼部及び制御部等の主要部位については自社専用の部品等で構成されている。

本修理を行うためには、主要部位の構造、分解及び組立手順、調整方法等の知識や技術が必要とされている。上記業者は製造会社から修理を行うために必要な独自の知識や技術指導の提供を受け、修理を行うことのできる指定サービス事業者として指定された大阪府内で唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6165）